昭和48年10月1日規則第16号

改正

平成6年5月12日規則第3号 平成7年3月28日規則第4号 平成13年3月22日規則第5号 平成14年9月27日規則第19号 平成15年9月22日規則第13号 平成16年6月22日規則第11号 平成18年9月19日規則第12号 平成20年3月26日規則第11号 平成20年7月9日規則第20号 平成20年12月25日規則第31号 平成22年3月30日規則第4号 平成23年3月23日規則第5号 平成26年3月18日規則第5号 平成28年10月1日規則第22号 平成29年7月28日規則第23号 平成31年4月26日規則第6号

奈井江町子ども医療費助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈井江町子ども医療費助成に関する条例(昭和48年条例第21号。以下「条例」 という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者の認定申請)

- 第2条 条例第4条第2項の規定により認定申請をしようとする者は、様式第1号による子ども医療費受給資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
  - (1) 医療保険各法による被保険者又は被扶養者であることを証明する書類(以下「被保険者証等」という。)
  - (2) 保護者又は扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類

- (3) 受給資格者が満3歳に達する日の属する月の翌月以降の者で、その属する世帯員全員が市町村民税非課税のときは、世帯全員が市町村民税非課税であることを証明する書類
- 2 町長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。
- 3 前2項の規定は、認定の更新申請において準用する。

(受給資格者の登録及び受給者証の交付)

- 第3条 町長は、前条の規定により認定したものについて様式第2号の子ども医療費受給者台帳(以下「受給者台帳」という。)に登録し、様式第3号の子ども医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。
- 2 受給者証をき損又は亡失したときは、様式第4号の子ども医療費受給者証再交付申請書を町長 に提出し、再交付を受けなければならない。
- 3 第1項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は8月1日から7月31日までの間とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(受給者証の提示)

第4条 受給資格者は、医療を受けるときは、医療機関等に受給者証に被保険者証等を添えて提示 するものとする。

(条例第5条第2項に規定する額等)

第5条 条例第5条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は、令第15条第3項(同項 第2号に掲げる者については第1号を適用する。)に規定する額とする。

(助成の申請)

第6条 条例第5条第4項に規定する助成の申請は、様式第5号による子ども医療費支給申請書に 医療機関等で発行する医療費の全部若しくは一部を領収したことを証明する書類を添えて申請し なければならない。

(助成額の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ支払額を決定し、口座振込済 通知書により当該申請者に通知する。

(受給資格の喪失及び受給者証の返還)

- 第8条 給付対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
  - (1) 町に住所を有しなくなったとき。
  - (2) 死亡したとき。

- (3) 条例第3条のただし書に該当するに至ったとき。
- 2 前項の規定に該当するときは、保護者は速やかに様式第6号による子ども医療費受給者資格喪 失届を町長に提出し、かつ、受給者証を町長に返還しなければならない。

(変更の届出)

- **第9条** 保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、子ども医療変更届(様式第7号)を町長に提出しなければならない。
  - (1) 加入している医療保険に変更があったとき。
  - (2) 住所に変更があったとき。
  - (3) その他申請事項の内容に変更があったとき。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則(平成6年5月12日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成7年3月28日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年1月1日から適用する。

**附** 則 (平成13年3月22日規則第5号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第1条中奈井江町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則第2条及び第3条の改正規定(中略)は、平成13年10月1日から施行する。

**附** 則(平成14年9月27日規則第19号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

**附** 則(平成15年9月22日規則第13号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

**附** 則 (平成16年6月22日規則第11号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

**附** 則(平成18年9月19日規則第12号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成20年3月26日規則第11号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の奈井江町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙については、所要の調整をして、当分の間、これを使用することができる。

**附** 則(平成20年7月9日規則第20号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

**附** 則(平成20年12月25日規則第31号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

**附** 則(平成22年3月30日規則第4号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附** 則(平成23年3月23日規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年3月18日規則第5号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**(平成28年10月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成29年7月28日規則第23号)

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

**附 則** (平成31年4月26日規則第6号)

この規則は、元号を定める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

## 子ども医療費受給者証交付申請書

年 月 日

奈井江町役場 樣

申請者 住所

(保護者) 以名

 $E\Omega$ 

記

下記のとおり子ども医療費受給者証の交付を申請します。

· –	:67.	6A 9	% 2F-	- I	>	صور ا	ا ين	7.	/T-	65	-r	1		265 457	F				
] 交			香港			7 23	+		年		E		59	統括	4	住	F	学 絃	> 件
給	有	M	润	限	氐		.45		Û	國 /	1	锋 左	<del>}</del>			122	Ø1	JA 712	:X IT
刻:												33	· 1/2					思生。	磁人
徽										T	T	11	1	+	1			その他	( )
者												7	·女	.	1			出生	· 転入
d)							-	<del></del>				17	· %	1	-			その他	
状			_									1		1 -	┼				転入
況												# #	À	4	1				
	4							<del>,</del>		<u> </u>			4					その他	
保	热	<u> </u>	深	)		J フ		+	4			3	⊥.	性别	統稱	職業書	または顕然先		状 沢
護	記	8	番	号.	民		名	+		1	ē .	/ 3	<u> </u>	<del>55</del>				扶養	者 數
者														男・女					£13
$\left \begin{array}{c} n \\ q \end{array}\right $											T	1							ک
上状								-			<u>:</u>		Т		<u></u>			1	
. લ								<b>-</b>					L	男・女					<u> </u>
								1											人
		Γ								П									
	景縣			補佐			係長			保	§			决》	宣年月	п	华	Ä	Я
×		_									$\perp$								
決		ι.,	上記り	申請內容	を審査	の結	果、適	当日籠	(B) Q	stia	07	2受新	*音	証を交	付する	) <sub>2</sub>			
定		2. 7	欠の時	異由によ	り上記	申請	を却で	する。											
褥	去	j j								-									
	翅		:																

(注) 申請者は※欄は記入しないでください。

同意事項	制度対象期間約 されることに同 申請者		合者の属する世帯員の所得状況等について確認
		F. %.	fp

様式第2号(第3条関係)

### 子 ど も 医 療 費 受 給 者 台 帳

受	給者番号		補	助	区	分					取	得	事	毌					取	得	日	
個	人 番 号										喪	失	事	曲					喪	失	日	
受	給者						性			別					生	年	月	Ħ				
X	給者						住			所												
医梅	保険種別						保「	媍 取	· 得	日					記	号	番	뮹				
医療保険の状況	保険者名						保「	媍 者	住	所												
況	世帯主名		住			所				•									受給	者との	続柄	i
生記	†維持者名		生計	十維 ៛	寺者信	主所													受給	者との	続柄	i
子ども区分 入院 ・ 通院																						

## 様式第3号(第3条関係)

1 3歳以上6歳未満(就学前)の課税世帯の子ども

(表面)

SIT.	礼課		子ども	ち医療領	費受給者	<b>音</b> 証
公費負担者番号				- 受給者 - 番号		
受	住	所				
給	氏	名				男・女
者	生年	三月日		年	月	目
				年	月	日から
有	効其	目		年	月	日まで
				<u>全額</u>	助 成	
発	行 梯	[ 関				
名	及て	r ed				
交值	付年月	月日		年	月	日

(裏面)

## 注 意 事 項

- 1 この証は、北海道内の保険医療機関等で受診した場合に、窓口で支払 うべく自己負担金相当額分を町長が支払いする証ですから大切に保存し てください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、医療保険の被保険者証 (又は組合員証) に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。
- 3 転出等により受給者の資格がなくなったときには、速やかにこの証を 町長に返してください。
- 4 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町 長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内 にこの証を添えて、町長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんので、 速やかに町長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受ける場合がありませ

## 保険医療機関等の皆様へ

診療報酬明細書の請求について

① 乳製の3歳から6歳未満(就学前)においては、医療保険と公費「90」、 公費「91」の併用で請求してください。なお、医療保険の請求点数は「保 険欄」に、一部負担金は町で助成しますが、一部負担金を公費「①」の 負担金額欄へ記載してください。 (表面)

4	 乳課 			子ども	医療領	費受給者	<b></b>
公費角番-					受給者番号		
受	住	ĵ	所				
給	氏	:	名				男・女
者	生生	F月	日		年	月	日
					年	月	日から
有	効 其	月 間	j		年 <b>全額</b>	月 <b>助成</b>	日まで
発	行栈	護 関	Ī				-
名	及て	У EI	J				
	寸年,			+ XX 7 = 11 X +++ - 12 - 0 -	年	月	日

3 中学生・高校生等で課税世帯の子ども

(表面)											
( st	- 礼課 		子どり	も医療領	費受給る	<b>等</b> 証					
公費負番				一受給者 - 番号							
受	住	所									
給	氏	名				男・女					
者	生年	月日		年	月	日					
				年	月	日から					
有	効 期	間		年	月	日まで					
				<b>全 額</b>	助 成	<u>.</u>					
発	行 欂	関									
名	及で	ED .									
交付年月日				年	月	日					

(裏面)

#### 注 意 事 項

- 1 この証は、北海道内の保険医療機関等で受診した場合に、窓口で支払 らべく自己負担金相当額分を町長が支払いする証ですから大切に保存 してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、医療保険の被保険者証 (又は組合員証) に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。
- 3 転出等により受給者の資格がなくなったときには、速やかにこの証を 町長に返してください
- 4 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町 長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内 にこの証を添えて、町長にその旨を届け出てください。
- この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受け てください。
- 7 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんので、 速やかに町長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受ける場合がありま

## 保険医療機関等の皆様へ

#### 診療報酬明細書の請求について

- ① 乳課の小学生(児童)の入院・指定訪問介護においては、医療保険と <u>──</u> 公費「90」「91」の併用で請求してください。なお、医療保険の請求点 数は「保険欄」に、一部負担金は町で助成しますが、一部負担金を公費 「①」の負担金額欄へ記載してください。
- ② 乳課の小学生(児童)の入院外(通院)においては、医療保険と公費 「92」の併用で請求し、「保険欄」に請求点数のみ記載してください。

(裏面)

### 注 意 事 項

- この証は、北海道内の保険医療機関等で受診した場合に、窓口で支払 うべく自己負担金相当額分を町長が支払いする証ですから大切に保存し てください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、医療保険の被保険者証 (又は組合員証) に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。
- 3 転出等により受給者の資格がなくなったときには、速やかにこの証を 町長に返してください。
- 4 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町 長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内 にこの証を添えて、町長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受け てください
- 7 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんので、 速やかに町長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受ける場合がありま

## ,。 保険医療機関等の皆様へ

## 診療報酬明細書の請求について

① 乳課の中学生・高校生等の入院、入院外(通院)、指定訪問介護におい ては、医療保険と公費「92」の併用で請求し、「保険欄」に請求点数のみ 記載してください。

(表面)

4	-( 乳課 		子ども	5医療領	費受給者	<b></b> 全証
公費負番-				受給者 番号		
受	住	所				
給	氏	名				男・女
者	生生	F月日		年	月	日
				年	月	日から
有	効 其	朋 間		年 <b>全額</b>	月 <b>助成</b>	日まで
発	行材	護 関				
名	及て	ド EP				
交伯	付年,	月日		年	月	日

5 3歳未満児及び3歳以上6歳未満(就学前)の非課税世帯の子ども

(衣田)											
N T	へ 乳初 	$\Big)\Big[$	子ど	も医療領	費受給る	<b>等</b> 証					
公費負番-				- 受給者 - 番号							
受	住	所									
給	氏	名				男・女					
者	生年	月日		年	月	日					
				年	月	日から					
有	効 期	目		年	月	日まで					
				<u> </u>	助 成						
発	行 機	関									
名	及び	EL									
交任	付年月	· 日		年	月	日					

(裏面)

#### 注 意 事 項

- 1 この証は、北海道内の保険医療機関等で受診した場合に、窓口で支払 うべく自己負担金相当額分を町長が支払いする証ですから大切に保存 してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、医療保険の被保険者証 (又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。
- 3 転出等により受給者の資格がなくなったときには、速やかにこの証を 町長に返してください。
- 4 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町 長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内 にこの証を添えて、町長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受け てください。
- 7 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんので、 速やかに町長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受ける場合がありま す。

### 保険医療機関等の皆様へ

#### 診療報酬明細書の請求について

① <u>乳製</u>の3歳以上~高校生等の入院、入院外(通院)、指定訪問介護においては、医療保険と公費「92」の併用で請求し、「保険欄」に請求点数のみ記載してください。

(裏面)

#### 注意事項

- 1 この証は、北海道内の保険医療機関等で受診した場合に、窓口で支払 うべく自己負担金相当額分を町長が支払いする証ですから大切に保存し てください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、医療保険の被保険者証 (又は組合員証) に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。
- 3 転出等により受給者の資格がなくなったときには、速やかにこの証を 町長に返してください。
- 4 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内 にこの証を添えて、町長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんので、 速やかに町長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受ける場合があります。

### 保険医療機関等の皆様へ

## 診療報酬明細書の請求について

- ① <u>乳初</u>の初診時においては、医療保険と公費「90」、公費「91」の併用 で請求してください。なお、医療保険の請求点数は「保険欄」に、一部 負担金は町で助成しますが、初診時一部負担金を公費「①」の負担金額 欄へ記載してください。
- ② 乳初の初診時以外の月については、医療保険と公費「90」の併用で請求し、「保険欄」に請求点数のみ記載してください。

(表面)

( )	 乳初 		子ど	も医療費	費受給者	<b></b>
公費負担者 番号				一受給者 - 番号		
受	住	所				
給	氏	名				男・女
者	生年	月日		年	月	田
				年	月	日から
有	効期	間		年	月	日まで
				<u>全額</u>	助 成	<u>.</u>
発	行 機	類				
名	及び	k ED				
交1	付年月		*************************************	年	月	日

7 中学生・高校生等で非課税世帯の子ども

(表面

( )	乳初		子ども	ち医療領	費受給る	<b>当</b> 証
公費角 番·				受給者 - 番号		
受	住	所				
給	氏	名				男・女
者	生年	三月日		年	月	日
				年	月	日から
有	効 其	目間		年 <b>全額</b>	月 <b>助成</b>	目まで
発	行 模	[ 関				
名	及で	r ed				
交1	付年月	月日		年	月	日

(裏面)

#### 注 意 事 項

- 1 この証は、北海道内の保険医療機関等で受診した場合に、窓口で支払うべく自己負担金相当額分を町長が支払いする証ですから大切に保存してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、医療保険の被保険者証 (又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。
- 3 転出等により受給者の資格がなくなったときには、速やかにこの証を 町長に返してください。
- 4 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町 長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内 にこの証を添えて、町長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんので、 速やかに町長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受ける場合があります。

#### . 保険医療機関等の皆様へ

#### 診療報酬明細書の請求について

- ① <u>乳初</u>の小学生(児童)の入院・指定訪問介護においては、医療保険と 公費「90」、公費「91」の併用で請求してください。なお、医療保険の 請求点数は「保険欄」に、一部負担金は町で助成しますが、初診時一部 負担金を公費「①」の負担金額欄へ記載してください。
- ④ <u>乳初</u>の小学生(児童)の入院外(通院)においては、医療保険と公費 「92」の併用で請求し、「保険欄」に請求点数のみ記載してください。

(裏面)

### 注 意 事 項

- 1 この証は、北海道内の保険医療機関等で受診した場合に、窓口で支払 うべく自己負担金相当額分を町長が支払いする証ですから大切に保存 してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、医療保険の被保険者証 (又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。
- 3 転出等により受給者の資格がなくなったときには、速やかにこの証を 町長に返してください。
- 4 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町 長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて、町長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受け てください。
- 7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに町長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受ける場合がありませ

## 

#### 診療報酬明細書の請求について

① <u>乳初</u>の中学生・高校生等の入院、入院外(通院)、指定訪問介護においては、医療保険と公費「92」の併用で請求し、「保険欄」に請求点数のみ記載してください。

#### 8 3歳未満で所得制限超世帯の子ども

(表面)

			子ども	ち医療を	費受給る	<b></b>
公費負番-				受給者 番号		
受	住	所				
給	氏	名				男・女
者	生年	月日		年	月	日
				年	月	日から
有	効 期	間		年	月	日まで
交叉	 行 機	. F.F.		全額	助成	
	1」1級 及び					
	付年月			年	月	日

様式第4号(第3条関係)

(裏面)

### 注 意 事 項

- 1 この証は、北海道内の保険医療機関等で受診した場合に、窓口で支払 うべく自己負担金相当額分を町長が支払いする証ですから大切に保存 してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、医療保険の被保険者証 (又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。
- 3 転出等により受給者の資格がなくなったときには、速やかにこの証を 町長に返してください。
- 4 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町 長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内 にこの証を添えて、町長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんので、 速やかに町長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受ける場合があります。

#### ,。 保険 医療機関等の皆様へ

#### 診療報酬明細書の請求について

① <u>乳初</u>の初診時、初診時以外においては、医療保険と公費「92」の併用 で請求し、「保険欄」に請求点数のみ記載してください。

# 子ども医療費受給者証再交付申請書

					,	年	Æ	Ħ	
北海道空知郡奈井江町長									
	讀者	住所							
		氏名				斜3			
		受給者との続柄					,		
		個人來長	1	•				Ì	

次の理由により子ども医療費受給者証の再交付を申請します。

1	8人番:	号				1									
	受	八	名								受給者 番 号				
	給 者	<b>(</b> ¥:	Ħŧ								<u> </u>				
申			1	破損し	·た										
請	再交		2	汚損し	た										
内	作の		3	紛失し	<i>7</i> 5.										
容	理由		4	その他	z										
	Ī			(					)						
Ж	課長			補佐		俘	長	係			決定年月	£1	年	月	Ħ
決定				申請内: 理由に					りらわ	たの	りで受給者	証を再	交付す	る。	
欄	超埋	下 由													

(注) 申請者は、※欄に記入しないでください。

様式第5号(第6条関係)

# 子ども医療費支給申請書

年 月 日

北海道空知郡奈井江町長

申請者 住所 氏名 受給者との続柄

腳

子ども医療費の支給を受けたいので証拠書額を添えて申請します。

記

	117	受給者	香号					医规	京保険 号・番号							
	受給者	住	所													
	1.	Æ;:	名					<b>4</b> 5.	年月日							
	医療 機関	名	称													
麻豬	機関	所在	E地													
<b>申請內容</b>	38	人扮	<b>동</b> 왕]		入院・	入院を	<b></b>	療養	慶の期間							
	断の内	疾病の	原因		療養日数 (注											
	容	療養に要	した費用	!												
		医療費(	D D	1. 男	是企払	会商	融機関名		ş	投行		:	支店			
		安払方?	法	2. 1	2. 口座払 口			日達	番号	名義人						
	課授		補佐		係長	į				決定 年月日	年	Я	អ			
	<ul><li>1 上記申請内容を審査結果、次のとおり支給する。</li><li>2 次の理由により上記申請を却下する。</li></ul>															
32/	支給決定	総医療	費 保	険負担額	高額線	差費	附加給在	\$	初診時 一部負担金	湯数 調整額	支統	支給決定額				
※決定欄	沙定															
槲	却	下理由														
	摘要															

※欄は記入しないでください。

様式第6号(第8条関係)

## 子ども医療費受給資格喪失届

惩	Ħ	
545		- F1

北海道空知郡奈井江町長

 属出者 住所

 氏名
 印

 受給者との続柄

下記の理由により子ども医療費受給資格が喪失しましたのでお届けします。

渡

	受給者	氏 名								受番	給者 : 号						
煏	潜	住 所							個 番 <sup>3</sup>	3			Tr. Carried St.				
H		7	他の行町	村へ専	湖												
資 2 生活保護の受給開始 格																	
内	换失	3	死亡														
容	資格     2 生活保護の受給開始       内機失の理由     3 死亡       審問     4 その他[												Š				
Ĺ		発生年月	3 FI	年	月	8											
※決定欄	課長		補佐			係長			係			決定年	毛月日		纤	Д	Ħ
襧	上記の	の届出に	より次の	とおり	資格型	を失のも	定を	する。		4				-			
	資格3 年 月		年	月	Д	治帳	松利	太.	済	出払	簈整理	未・	済	受給 回	潜証 収	*	・済

(注) 届出者は※欄に記入しないで下さい。

様式第7号(第9条関係)

# 子ども医療変更届

年 月 日

北海道空知郡奈井江町長

届出者	住所								
	氏名						刊	l	
	受給者と(	の続柄							
	個人番号	111.04	:			1	5		

下記のとおり住所等に変更がありましたのでお届けします。

S

1	3人番	号					ļ								
	受糸	合者 名:									受 給 者 番 号	î Ç			
窟	住	新								 		変更			
	所	IΒ											練	月	Н
Ш	氏	新										変更			
	4	IΒ											şt;	月	Ħ
内		豫	保険			記分				附加	有・無	変更			
容	保险	組	保 経 者 名			記号番号				給付	有・無				
谷	験者	新	被保険者												
	`E	旧	(世帯主) の氏名							 		7	採	月	. Н
後	期高額	命者	签	导							保険取得 年 月 日		年	月	E
*	課長		補佐		1	係長			係		<ul><li>決 定</li><li>年 月 日</li></ul>		锌	月	Η
決	工能圏間により体型とあり代定する。														
定欄	新受	·給者 分	T												
	<u>寒</u> 変 年 』	更	<u> </u>			台帳》	整理	未	・済	上海	未・済	受給報 訂正(回		末・	濱

(注) 届出者は※欄は記入しないで下さい。